

役員報酬規程

社会福祉法人 縁会

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑会定款第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 社会福祉法人緑会（以下「法人」という。）の役員に対し、勤務実態に即して役員報酬を支給する。

但し、役員が職員を兼ねる場合は、これを支給しない。

2 役員報酬は、月次報酬とする。

3 月次報酬の額は、常勤の場合月額500,000円以内、非常勤の場合200,000円以内とする。

尚、具体的な金額は理事会において決定する。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成23年10月6日から施行する。